

# 都道府県による人的被害情報の収集状況について (第2報)

石塚隆之<sup>1</sup>・牛山素行<sup>2</sup>

<sup>1</sup>千葉県 県土整備部

<sup>2</sup>静岡大学 防災総合センター教授

## 1. はじめに

自然災害に伴う各種の被害情報は、個人、企業、報道、行政など災害に関わる各主体が行う災害への対応に重要な情報であり、中でも人的被害は市町村が必ず収集し、都道府県を通じて国に報告することが消防庁の火災・災害等即報要領で定められており、報道される被害情報にも利用されている。この要領によれば報告すべき項目は死者、行方不明者や傷病者の人数のみであり、その活用方法も提言されている(坂東ら 2013)ものの、実務上は都道府県が独自に詳細な項目を定めて収集を行っている。また、近年は都道府県と市町村との間で、パソコンを利用して気象情報の入手や被害情報の報告を行うシステムを構築している。災害時にどの項目を収集すべきかに関して、市町村の業務の観点から必要な項目を整理した考察はある(秦ら 2008)が、都道府県についてはどのような人的被害情報の項目を収集すべきかの基準の運用状況やシステム開発の実態そのものが不明である。そのため、今後の各都道府県における基準策定や改正、システム開発の仕様書策定における基礎的資料での利用を目的として、都道府県が設けている基準及び近年の大規模災害における事例について調査を行ったので報告する。なお本報告は既報(石塚・牛山 2019)を元に新たな観点からの集計結果を加え整理したものである。

## 2. 調査方法

47 都道府県に質問紙を電子メールで送付し、46 都道府県の回答を得た。調査時点は2018年10月1日である。

## 3. 調査結果

### (1) 要領に規定のある人的被害情報

要領には「死者」、「行方不明者」、「重傷者」、「軽傷者」の人数が報告すべき項目として規定されており、回収できた46件全ての都道府県で収集・公表している結果となった。質問ではこの他に規定された項目に分類できない「程度不明」の区分も独自の情報として取り扱っているかを調査したが、その結果は「収集している」が8割、「公表している」が5割程度となった。

### (2) 要領に規定のない人的被害情報

想定される項目を例示列挙した上で、「死者」、「行方不明者」の場合と「重傷者」、「軽傷者」の場合に分けて、収集と公表の有無を質問した。結果のうち、「死者」、「行方不明者」の場合は図1, 2のとおりである。8割以上の自治体で収集されている項目は「年齢」、「性別」、「被害の発生時刻」、「被害の発生場所」、「受傷した際の経緯」の5項目である。氏名は「収集している」が4割程度、「公表している」と「問い合わせがあれば個別に回答」は併せて2割弱となっている。また、「重傷者」、「軽傷者」については同様の傾向が見られるものの、「収集している」、「公表している」の件数がより少ない。

### (3) 大規模災害における人的被害情報収集の可否

行政における文書保存の期限や実務に従事した職員の人事異動を踏まえ、2013年4月以降に都道府県災害対策本部を設置した都道府県を大規模な被災を経験した都道府県と定義し、その都道府県について、情報収集が適切に行えたか否かを質問した。調査対象となった32都道府県の回答から「収集していない」を除いたものは図3のとおりである。「概ね予定通り収集できた」は最多が「氏名」の6割強、最少が「国籍」の4割強となった。この結果から、災害時の情報収集には支障が少ないようにも見えるが、「収集できなかった」という回答も数件あり。その理由として「被災の程度が激しかったため」と回答している。

### (4) その他

本調査で例示列挙した項目のほか、より詳細な怪我の程度を収集している都道府県が存在した。また、収集や公表を行わない理由としては、個人情報保護法との関連を挙げるケースが最も多かった一方、業務に不要のため集めないと明言するケースもあった。

## 4. おわりに

本調査によって、要領に定めのない項目の収集及び公表の実態が各都道府県で異なっており、その基準が統一されていない現状を示すことができた。この結果からある項目の要否を直ちに決めることはできないが、全国的

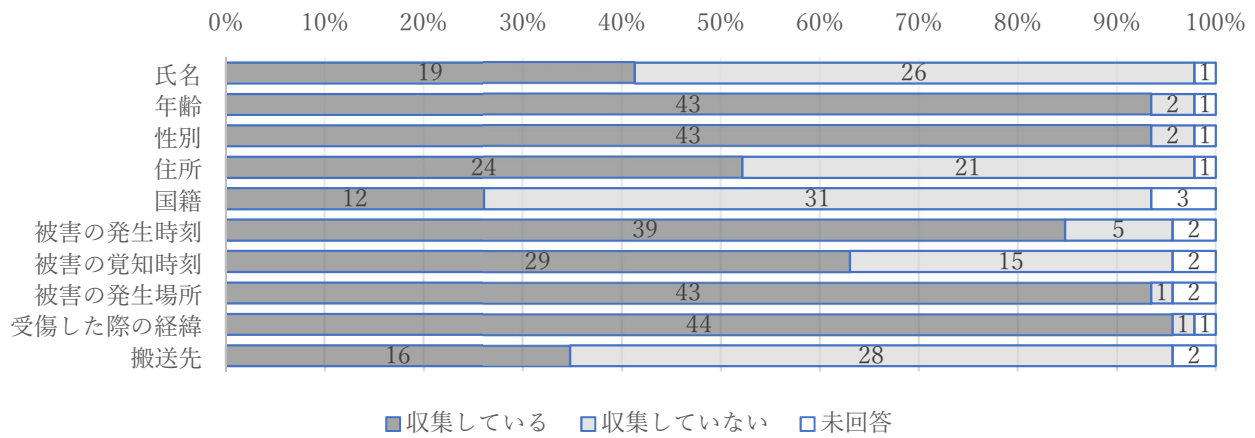


図1 各都道府県で収集している項目（死者・行方不明者の場合）

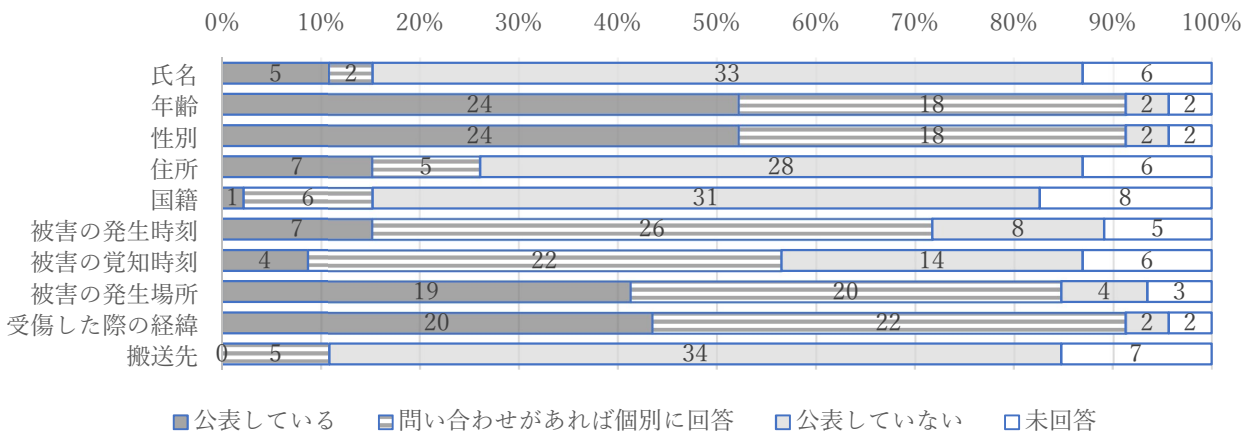


図2 各都道府県で公表している項目（死者・行方不明者の場合）

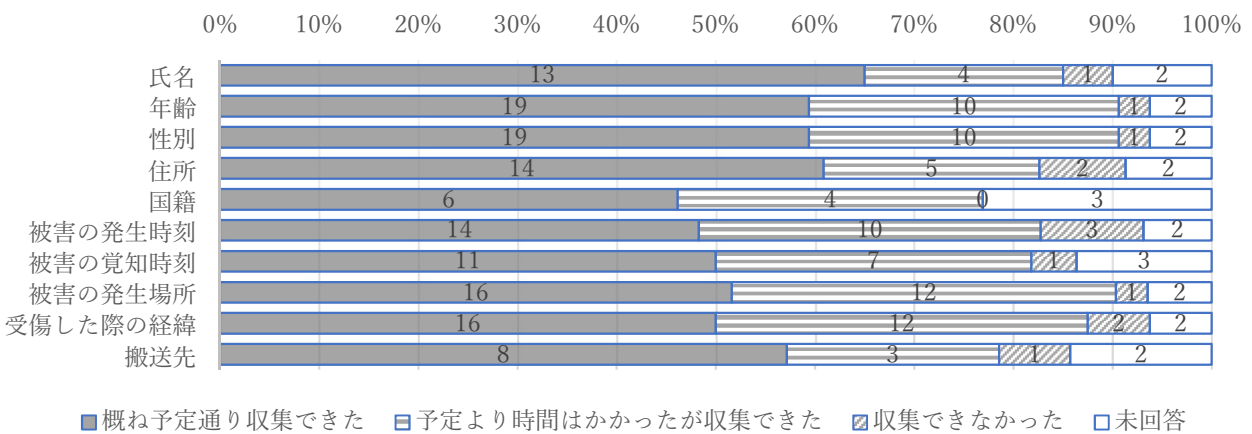


図3 各都道府県で実際に収集しようとした項目（災害対策本部を設置した経験がある場合）

にどの程度必要とされているかを把握することはできるので、例えば、過半数の都道府県が不要としている項目については、今後のシステム設計を見据え、都道府県の基準から削除することも検討できる。また、調査期間中に人的被害情報の収集ができなかった都道府県を数件確認することができた。この結果についても、少なくとも都道府県は収集できない事態を想定して基準を運用できるようにすべきであると言えるのではないかと、

### 参考文献

- 坂東淳・東條款・堀田泰司・吉田貞伸（2013），情報システムにおける火災・災害等即報要領「第4号様式」の活用に関する考察，土木学会論文集 F6, Vol. 69, No. 2, I\_121-I-126
- 秦康範・鈴木猛康・天見正和（2008），地方自治体災害情報様式で取り扱う情報項目に関する一考察，災害情報, No.6, 95-105.
- 石塚隆之・牛山素行（2019），都道府県による人的被害情報の収集状況について，2018年度中部地区研究集会予稿集, 12-13